

広域的な連携に関する基本方針の位置づけ

物流機能継続のための対応計画

災害時の対応行動

伊勢湾全体における港湾機能継続の方針・計画

広域連携による対応行動

伊勢湾の港湾相互の広域的な連携に関する基本方針

- 大規模・広域災害に対し、伊勢湾の港湾相互が広域的に連携して対応する項目及び考え方
- 協議会の構成員（国の機関及び複数の港湾管理者）による順守義務

国の機関及び複数の港湾管理者の役割・行動

- 広域連携体制の構築及び協議・調整
- 広域連携による対応行動の項目及び考え方の確認・共有
- 広域連携に係る関係者間の情報共有

伊勢湾港湾機能継続計画（伊勢湾BCP）

- 伊勢湾全体として港湾物流機能の早期回復を図るための広域連携に関する行動計画
- 国の機関、複数の港湾管理者、港湾関係事業者等の関係者は定められた役割分担や対応行動等を行動計画として共有し、的確に対応

国の機関、複数の港湾管理者、港湾関係事業者等の役割・行動

- 広域連携体制の発動・情報連絡体制の確保
- 広域連携による対応行動の目標の共有と実施
- 個別港湾等における行動計画との連携
- 広域連携に関する行動計画の実効性向上

広域連携体制での対応



個別港湾における港湾機能継続計画等

個別港湾等における対応行動



国の機関、港湾管理者、港湾関係事業者等の役割・行動

- 初動体制の構築、被害点検
- 航路啓開、施設復旧
- 緊急物資輸送活動
- 通常貨物輸送活動

個別港湾等での対応